



栃木県公報

令和5(2023)年
6月30日(金)
号外
第44号

目次

公安委員会

- 栃木県道路交通法施行細則の一部改正..... 1
- 栃木県公安委員会公印規程の一部改正..... 2

公安委員会

栃木県公安委員会規則第9号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月30日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則（昭和47年栃木県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第7条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 車両通行止め、二輪の自動車以外の自動車通行止め、大型貨物自動車等通行止め、特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め、大型乗用自動車等通行止め、車両（組合せ）通行止め、指定方向外進行禁止、<u>普通自転車等及び歩行者等専用</u>、歩行者等専用並びに一方通行の規制（イからカまでに掲げる車両にあっては、一方通行の規制を除く。）の対象から除く車両は、前号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～8 略</p> <p>(自動車以外の車両による牽引制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 原動機付自転車を用いて故障の自動車又は故障の<u>一般原動機付自転車</u>を牽引する場合にあっては、前2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) その故障の自動車又は故障の<u>一般原動機付自転車</u>に係る運転免許を受けた者を、故障車両に</p>	<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第7条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 車両通行止め、二輪の自動車以外の自動車通行止め、大型貨物自動車等通行止め、特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め、大型乗用自動車等通行止め、車両（組合せ）通行止め、指定方向外進行禁止、<u>自転車及び歩行者等専用</u>、歩行者等専用並びに一方通行の規制（イからカまでに掲げる車両にあっては、一方通行の規制を除く。）の対象から除く車両は、前号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～8 略</p> <p>(自動車以外の車両による牽引制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 原動機付自転車を用いて故障の自動車又は故障の<u>原動機付自転車</u>を牽引する場合にあっては、前2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) その故障の自動車又は故障の<u>原動機付自転車</u>に係る運転免許を受けた者を、故障車両に</p>

乗車させ、ハンドルその他の装置を操作させること。

(2)・(3) 略

(道路使用の許可を要する行為)

第19条 法第77条第1項第4号の規定による警察署長の許可を受けなければならない行為は、次のとおりとする。ただし、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は政治活動として行われるもの(選挙運動の期間に行われるものに限る。)を除く。

(1)~(10) 略

(11) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両

を走行させる実証実験をすること。

乗車させ、ハンドルその他の装置を操作させること。

(2)・(3) 略

(道路使用の許可を要する行為)

第19条 法第77条第1項第4号の規定による警察署長の許可を受けなければならない行為は、次のとおりとする。ただし、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は政治活動として行われるもの(選挙運動の期間に行われるものに限る。)を除く。

(1)~(10) 略

(11) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔の地にある当該自動車の運転者が電気通信技術を利用して運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて当該自動車を走行させる実証実験をすること。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

栃木県公安委員会規程第2号

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年6月30日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程

栃木県公安委員会公印規程(昭和42年栃木県公安委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表					別表				
公印の種類	制式		使用区分	保管責任者	公印の種類	制式		使用区分	保管責任者
	形式	書体				寸法 [ミリメートル]	形式		
略					略				
			略	略				略	略
			自動車運転代 行業認定証、 解任命令書、 是正措置命令 書、認定に関 する通知書、 認定に関する 協議書、認定 取消処分通知 書、認定取消 しに関する協 議書、変更届 出に関する通	略				自動車運転代 行業認定証、 解任命令書、 是正措置命令 書、認定に関 する通知書、 認定に関する 協議書、認定 取消処分通知 書、認定取消 しに関する協 議書、変更届 出に関する通	略

14号印	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 栃木県公安委員会印 </div>	てん書	方24	知書、認定証の返納に関する通知書、指示書、指示に関する通知書、営業停止命令書、営業停止命令に関する協議書、営業廃止命令書、営業廃止命令に関する協議書、講師指定書、安全運転管理者講習通知書、副安全運転管理者講習通知書、安全運転管理者等講習受講証明書、特定自動運行(変更)許可証、特定自動運行の許可に関する意見聴取書(甲)、特定自動運行の許可に関する意見聴取書(乙)、特定自動運行に関する指示書、特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書、特定自動運行許可取消(停止)通知書、 <u>特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書及び自転車運転者講習受講命令書</u>	_____ _____ の証印用 略	略
14号印	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 栃木県公安委員会印 </div>	てん書	方24	知書、認定証の返納に関する通知書、指示書、指示に関する通知書、営業停止命令書、営業停止命令に関する協議書、営業廃止命令書、営業廃止命令に関する協議書、講師指定書、安全運転管理者講習通知書、副安全運転管理者講習通知書、安全運転管理者等講習受講証明書、特定自動運行(変更)許可証、特定自動運行の許可に関する意見聴取書(甲)、特定自動運行の許可に関する意見聴取書(乙)、特定自動運行に関する指示書、特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書、特定自動運行許可取消(停止)通知書、 <u>自転車運転者講習受講命令書、命令通知書、命令執行通知書、命令書返送書及び自転車運転者講習終了証書</u>	_____ _____ の証印用 略	略

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。
